フードビジネススタートアップ支援事業

小田原で飲食店を開く。その一歩をここから。

支援希望者募集



小田原市内で飲食店の開業を目指す方へ。
シェアキッチンでの営業実証と
関係機関による伴走支援で、
お店づくりを後押しします。

営業実証の場を提供

市内シェアキッチンで
営業実証。
原則2〜3か月。週に２回
程度の営業。

利用料の1/2を補助

シェアキッチン利用料の半額を補助し、開業前の負担を軽減。売上は本人に帰属。残りの半額・食材費等は本人負担となります。

開業に向けた伴走支援

外部人材がメニュー・価格・原価・店舗運営・集客策等をアドバイス。小田原箱根商工会議所、金融機関が事業計画・収支計画等の作成を支援します。

実際に営業して、開業前の課題を確かめる

お客様の反応や売上をもとに、商品・価格・運営を改善。
実証結果を事業計画と市内での開業準備につなげます。

まずは、小田原箱根商工会議所へご相談ください。
応募条件・費用負担・相談の流れは裏面をご覧ください。

健やかな食のまち小田原推進協議会

応募・相談のご案内

対象となる方

次の要件を満たす方

- 小田原市内での飲食店の開業を具体的に検討している
- 一定程度の事業構想がある
- 営業実証での検証・改善に取り組む意思がある
- 商工会議所や外部人材等の支援を受け、事業計画等を具体化する意思がある
- 関係法令、施設利用のルールを守れる

市内在住は条件ではありません。

募集人数

若干名

利用期間と費用

利用期間	原則2〜3か月（週に２回程度の営業）
シェアキッチン利用料	協議会が1/2を補助、本人が1/2を負担
食材費・消耗品費など営業に直接必要な経費	原則本人負担
営業による売上	原則本人に帰属

営業頻度・営業時間・開始日等は、事業内容や施設の利用状況を踏まえ、支援対象者決定後に個別調整します。

相談から利用開始まで

1. 商工会議所経営支援部へ相談／提出方法等を確認し専用フォームにて応募
2. 面談／商工会議所・金融機関等と、開業意思、事業・資金計画、準備状況、実証で検証したい事項等を確認
3. 商工会議所から協議会へ推薦
4. 協議会の承認により対象者を決定
5. 実証内容の具体化・事業計画の策定・必要手続の確認後、利用開始

相談・応募だけで支援は決まりません。応募状況にかかわらず対象者を決定しない場合があります。

参加にあたって

売上・客数等の情報提供と、面談・伴走支援への参加をお願いします。

開業・融資・他の補助金等の採択や事業の成功を保証するものではありません。

実証結果により、事業計画・開業時期の見直しを提案する場合があります。

参加の相談・申込み

小田原箱根商工会議所
経営支援部　井上・東

0465-23-1811

制度に関する問い合わせ

健やかな食のまち小田原推進協議会
事務局（小田原市 経済部 観光課）

0465-33-1521